

伊豆市美術館建設推進委員会設置要綱

平成29年10月27日教育委員会告示第18号

平成30年2月7日教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 (仮称)伊豆市美術館(以下「市美術館」という。)の建設及び管理運営等に関する計画を推進することを目的とし、伊豆市美術館建設推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 建設地に関する事
- (2) 活動内容に関する事
- (3) 運営方針に関する事
- (4) 建設規模に関する事
- (5) その他、委員長が必要と認める事

(組織)

第3条 推進委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は別表に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第6条 推進委員会は、必要に応じ作業部会を設置することができる。

(設置期間)

第7条 推進委員会の設置期間は、市美術館が竣工するまでの期間とする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会議)

第9条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に意見を求めることができる。

(報告)

第10条 委員会は、その会議及び活動等の経過、結果を教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 推進委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第12条 推進委員会の事務局を教育部社会教育課に置き、必要な事務を行う。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成29年教育委員会要綱第18号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(伊豆市美術館建設準備委員会設置要綱の廃止)

2 伊豆市美術館建設準備委員会設置要綱 (平成26年12月22日教育委員会告示第18号) は、廃止する。

附 則 (平成30年教育委員会要綱第3号)

この告示は、平成30年2月7日から施行する。

別表 (第3条関係)

建設推進委員会構成員

学識経験のある者
教育関係者
市民
地元団体から選出された者
行政関係者
その他必要と認める者